

鳥取県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、県道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年11月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	新旧 の別	路線名	起点	終点	重要な経過地
39	旧	郡家国府線	八頭郡八頭町堀越	鳥取市国府町中河原	
	新	郡家国府線	八頭郡八頭町堀越	鳥取市国府町新井	